

調整額区分表

① 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区 分	調整月額 (円)	給料表及び該当する級					
		行政職 給料表	技能労務職 給料表	医療職給料 表(一)	医療職給料 表(二)	医療職給料 表(三)	公安職 給料表
第1号区分	65,000						
第2号区分	59,550						
第3号区分	54,150			4級			
第4号区分	43,350	8級		3級			
第5号区分	32,500	7級		-	6級	6級	7級
第6号区分	27,100	6級	6級	2級	5級	5級	6級・5級
第7号区分	21,700	5級・4級	5級・4級	-	4級・3級	4級・3級	4級
第8号区分	0	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者					

備考 給料表は、市(町、村)職員の給与に関する条例(準則)に基づく給料表である。

② 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

区 分	調整月額 (円)	給料表及び該当する級					
		行政職 給料表	技能労務職 給料表	医療職給料 表(一)	医療職給料 表(二)	医療職給料 表(三)	公安職 給料表
第1号区分	65,000						
第2号区分	59,550						
第3号区分	54,150	7級		4級			
第4号区分	43,350	6級		3級			
第5号区分	32,500	5級		-	6級	6級	6級
第6号区分	27,100	4級	5級	2級	5級	5級	5級
第7号区分	21,700	3級	4級	-	4級・3級	4級・3級	4級
第8号区分	0	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者					

備考 給料表は、市(町、村)職員の給与に関する条例(準則)に基づく給料表である。